保護者の皆様

<市制施行70周年記念キャッチコピー>

なないろの笑顔咲かせる鴻巣市

部活動改革推進リーフレット

鴻巣市立中学校の



部活動の地域移行に向けて

- 学校部活動から地域クラブ活動へ -





令和6年度から始まった!

鴻巣市の部活動地域移行の取組

1. 部活動が変わります



【ポイント】

鴻巣市では、国や県の方針 を受け、少子化が進む中でも、 将来にわたり生徒がスポーツ・ 文化芸術活動に継続して 親しむ機会を確保するため、 「地域の子どもたちは、 地域で育てる」という意識 のもと、地域のスポーツ・ 文化資源を最大限活用した 「地域クラブ活動」の 実現を目指しています。

鴻巣市では、令和6年度より国や県が進める「地域スポーツクラブ体制整備 事業(実証事業)に参加し、まずは、「バスケットボール部」から休日における 地域移行の取組を開始しました。



※ 練習の様子は、下の URL もしくは 右の QR コードから鴻巣市 HP をご確認ください。 https://www.city.kounosu.saitama.jp/site/konosu-education/28332.html

バスケットボール部 の 「地域クラス活動」は

※合型地域スポーツクラスが運営しています



男

Konosu-Breath 鴻巣ブレス総合型スポーツクラブ



その他スポーツ団体等

スポーツ協会

学校

鴻巣市教育委員会

指導者は、鴻巣ブレス総合型スポーツク<u>ラブスタッフ</u> もしくは 兼職兼業による教職員 等

教職員

地域指導者



教職員



教職員

地域指導者





鴻巣メディオ

地区…鴻巣中・鴻巣北中・川里中

鴻巣ウェスト 地区…鴻巣西中・鴻巣南中・赤見台中

子 女

子

男 子 女

鴻巣ボレアース

地区…吹上中・吹上北中

男 子 女子

3. これからの部活動はこうなります!



4. 鴻巣市の今後の計画はこうです!

年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 平日の地域移行 地域移行計画 準備期間 第1期 第2期 第3期 第4期 に向けた検討 令和4年度 入学 令和5年度 現中2 入学 令和6年度 入学 学総 バスケットボール部 令和9年度 現小4

(↑)「鴻巣市立中学校における部活動地域移行の進め方に関するガイドライン」より

※ 詳細は、下の URL もしくは 右の QR コードから鴻巣市 HP をご確認ください。 https://www.city.kounosu.saitama.jp/site/konosu-education/28056.html



5. 鴻巣市が目指す「地域クラス活動」とは

部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、地域のスポーツ・ 文化芸術団体等が主体となり、部活動に代わるスポーツ・文化 芸術に親しむ機会を生徒に提供する活動である。

また、生涯にわたってスポーツや文化芸術に親しむ素地を 養うとともに、心身の健康並びにスポーツや文化的活動の振興 と普及に資するものとし、過剰に競技志向の活動とならないよう 留意する。

(「鴻巣市立中学校における部活動地域移行の進め方に関するガイドライン」より)



(1)方針について

- ・令和6年度から鴻巣市実証事業として、一部部活動における先行実施を開始し、令和9年度を目途に、 まずは休日の学校部活動を完全に地域クラブ活動へ移行することを目指します。
- ・平日の地域移行は、休日の地域移行と並行しながら検討を進め、段階的に取り組みます。

(2)地域クラブ活動への参加について

- ・少子化による部活動の部員数減少の実態を鑑み、地域クラブ活動は、これまでの学校単位の活動から、地域 エリアでの活動への転換を基本とし、各部活動の実態に応じて地域エリアの規模等を検討します。
- ・参加希望者は、登録申込をして参加します。

(3) 運営主体及び運営団体について

- ・鴻巣市と地域のスポーツ団体及び文化活動団体等が連携するなどして、地域クラブを運営します。
- ・受け皿となる地域団体は、地域クラブ活動の趣旨に基づき、その活動が心身の健康並びにスポーツや文化的 活動の振興と普及に資するものとし、過剰に競技志向の活動とならないよう留意します。

(4)活動場所について

- ・市の施設や学校施設(体育館や運動場、武道場等)を利用して活動します。
- ・地域クラブ活動は、学校部活動の受け皿であることを踏まえ、学校の備品等を一部共有することも想定しています。

(5) 指導者について

- ・地域の指導者及び兼職・兼業申請を行った教職員等を想定しています。
- ・地域クラブの指導者を対象に、指導者の資質向上に係る研修を定期的に実施します。

(6) 会費について

- ・実証事業による先行実施期間中は、会費等を徴収せずに活動する予定です。
- ・実証事業終了後は、受益者負担の観点を踏まえ、運営に必要な範囲で可能な限り廉価な会費を設定します。
- ・その他、活動に必要な個人の用具等は、原則各家庭で用意します。

(7)保険について

・スポーツ安全保険に加入します。

(8) その他

・運営団体と参加者が、練習日程の確認や欠席連絡等を行うための連絡アプリを導入する予定です。



このリーフレットに関するお問い合わせ先

鴻巣市教育委員会教育部学校支援課

〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央 1-1 (本庁舎 3 階)

Tel: 048-541-1321 Fax: 048-542-1930

